○関東地方整備局告示第百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二百五十六号小山栃木都市計画道路事業三・四・二百一号沼和田川原田線

三　事業施行期間　自平成十五年八月一日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第十七号矢板都市計画道路事業三・四・八号片岡西通り

三　事業施行期間　自平成十五年一月二十七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　栃木県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第八号足利佐野都市計画道路事業三・四・一号前橋水戸線

三　事業施行期間　自平成十四年一月七日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千百六十六号下館・結城都市計画、研究学園都市計画及び下妻都市計画下水道事業小貝川東部流域下水道

三　事業施行期間　自平成九年五月二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三年建設省告示第千百六十一号岩井・境都市計画及び三和都市計画下水道事業利根左岸さしま流域下水道

三　事業施行期間　自平成三年五月二十一日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　神奈川県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第千九百六十号小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画、開成都市計画及び箱根都市計画下水道事業酒匂川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年九月十九日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　長野県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十七年建設省告示第五百四十四号岡谷都市計画、諏訪都市計画、茅野都市計画、下諏訪都市計画及び富士見都市計画下水道事業諏訪湖流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十七年三月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十七日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百二十六号